

質問要旨 公共施設における照明の LED 化の進捗状況は。

答弁要旨

公共施設につきましては、新築する場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の趣旨に基づき、適合義務の有無にかかわらず、照明の LED 化を行っております。

また、既存施設につきましても、省エネ対策として、長寿命化改修などに合わせて、順次、照明の LED 化を進めているところでございます。

その結果、現在の照明の LED 化率といたしましては、公共施設全体(市営住宅、道路・公園街路灯を除く)で約 25%となっております。

以上

質問要旨

あまレポの現在の登録者数や運用状況等は？

運用開始して得られているメリットや、今後整理や解決すべき部分があれば教えてください。

答弁要旨

「みんなの道路見守り制度」は、本年4月から試験的に市内企業の方を対象に運用をはじめ、さらに10月からは全市民を対象とした本格的な運用を開始したところで、11月末時点で、317名の利用者登録がありました。

この制度は、市民から道路の不具合箇所をスマートフォンなどのアプリを使って通報していただくもので、これまでに294件の通報をいただいております。これは、全通報数909件のうちの32%にあたります。

(次ページへ続く)

本格運用を開始して2カ月経ちますが、道路管理者側のメリットとしては、位置情報、状況写真が送られてくることから、道路の損傷情報を現地に行かなくても把握でき、そのため、修繕や応急処置への対応が従来よりも迅速にできるようになりました。

また、利用者側のメリットとしましては、時間を気にせずに気軽に通報できることに加え、自分が通報した案件について、「受付済」「対応中」「対応済」の進捗状況が分かることのほか、他の利用者が通報した内容を確認することができるため、同一の通報をする必要がなくなることが考えられます。

今後は、この制度での通報割合を増やしていくことが重要であると考えているため、市民に対してさらなる周知を図っていきたいと考えております。

以 上

質問要旨 (仮称)武庫健康ふれあい体育館を西武庫公園内に整備していくにあたり、「パークマネジメント(公園経営)」的発想を持って進めているのか。

答弁要旨

(仮称)武庫健康ふれあい体育館は、「第1次公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」に基づき、タウンミーティングで地元地域の声を聴きながら、西武庫公園内に建設の計画を進めているものであります。

また、(仮称)武庫健康ふれあい体育館が建設されることにより、これまで西武庫公園を普段利用されていない方が新たに訪れることになり、多くの方が緑にふれあう機会を創出することに繋がり、既存施設も含めた公園全体の利用者の増加が期待でき、都市公園としての魅力アップにも繋がるとの考えのもと計画を進めているものであります。

しかしながら、魅力的な公園づくりを目指すことは常に必要ですので、体育館を整備した後の公園の利用状況を検証する中で、公募設置管理制度の活用も含め考えてまいります。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 1004 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校では、現在学校連絡のデジタル化はどこまで進んでいるか。文部科学省の通知前から進めている事例はあるか。

答弁要旨

文部科学省の通知前から進めている学校園から保護者への連絡手段のデジタル化としましては、幼稚園及び小中学校では、学校毎にメール配信サービス『ミマモルメ』を活用しております。また、学校園だよりや園児児童生徒の活動については、ホームページを活用した定期的な情報発信を行っております。コロナ禍による臨時休校中には、インターネットを介した会議システム『ZOOM』を活用し、学校と家庭とのコミュニケーションを図り、担任と新入生の顔を覚え合うなど、生徒や保護者の不安解消につながった事例も見られました。

(次ページへ続く)

高等学校では、スマートフォン等の所持率も高いことから、緊急連絡等をメールで一斉配信し、ほとんどの生徒や保護者に連絡することができております。また、グーグルアカウントを市立高等学校全生徒に配布していることから『グーグル フォー エデュケーション』にある『クラスルーム』を活用して、双方向の連絡のやり取りが可能になっております。

特別支援学校では、メール配信サービスの『マチコミ』を活用しております。また、障害の重度多様化への対応として必要に応じて、ファイル共有クラウドサービスの『BOX』を活用し、家庭でも学習できるような動画や動画による学校の情報の配信を行っております。

以上

質問要旨 押印を求めている書類の洗い出しについて、
進捗状況や課題は。また、内部文書の押印廃止につ
いて、進捗状況や課題は。

答弁要旨

市民の方にご記入いただく申請書などの帳票数を確
認したところ、市全体で約2200の様式がございました。

業務によりましては、押印廃止に伴う信頼性の確保な
どの課題等もございしますが、他都市の取組状況も参考
にしながら、今後、制度面等の検討を経た上で、令和 3
年4月より、原則、押印廃止に向けて取組を進めてまい
ります。

また、市民サービスの向上に寄与することを目的とし
て、まずは申請書などへの押印廃止を先行して行うこと
としており、内部文書の押印廃止につきましては、順次、
取組を進めてまいります。

(次ページへ続く)

なお、これまでも、文書管理システムを用いて電子決裁を進めてきたところですが、紙文書の電子化に多大な労力を要したり、事務処理が著しく非効率となるものなどにつきましては、今後も、紙文書での決裁とならざるを得ないものもあると考えております。

それ以外の決裁文書につきましては、文書管理システムの利用を一層促進することにより、電子化を進めてまいりたいと考えております。

以 上

(医務監答弁)

光本議員 1006 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

市内の学校で初めてクラスターが発生したにも関わらず議会に説明がなかったのはなぜか。必要ないと決定した局や課はどこなのか。

答弁要旨

これまでより、本市において新型コロナウイルスに感染した患者が確認された場合におきましては、感染症法の基本理念に基づいて、患者、家族等の人権・プライバシーに配慮しつつ、年代や性別、職業、症状、行動歴などの情報を市民の皆さまにお知らせするとともに、タブレットを通じて議会に報告をしております。

ご指摘の集団感染事例につきましては、不特定多数の方が利用するものではなく、関係者の把握や濃厚接触者等の特定が可能な施設であったことから、施設名等は公表しておらず、保健所としては、集団感染事例として別途、タブレットによる議会への報告とさせていただいたものです。

以上

質問要旨 工事方式とリース方式、それぞれのメリットとデメリット、方式を決定する際に最も重要視するポイントは何か。

答弁要旨

工事方式は、設計図書の作成が必要になるという、デメリットがある一方で、有利な交付税措置を伴う市債を活用できるという、財政面でのメリットがあります。

これに対して、リース方式は、利息等の経費が増加するという、デメリットがある一方で、歳出の平準化を図ることができるという、メリットがあります。

現在、こうしたメリット、デメリットを踏まえ、各施設の状況に応じて、発注方式の選定を行っているところでございます。

今後も、改修規模や実施時期など、各方式の特徴を踏まえ総合的に判断しながら、契約方式を選定し進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 照明の LED 化にあたり、尼崎市公共施設マネジメント計画において、どのような施設を工事またはリース方式で行うのか、切り分けできているのか。

答弁要旨

公共施設マネジメント計画において長寿命化の対象として位置づけられた施設につきましては、長寿命化改修を実施する中で、省エネルギー化として LED 照明への更新に努めることとしております。

しかしながら、個々の施設について、工事方式とリース方式の区分を行うのではなく、改修規模や実施時期など、各方式の特徴を踏まえ総合的に判断しながら、契約方式を選定し進めてまいります。

以上

質問要旨 2030年度までに公共施設の照明をLED化するため、アクションプランなどを策定しているのか。今後の進め方やスケジュールはどうか。

答弁要旨

本市の公共施設のうち、公共施設マネジメント計画における圧縮と再編、および長寿命化の対象施設につきましては当該計画に基づき関連工事の中で順次対応することとなり、いわゆるLED化のアクションプランではございませんが、計画的に実施することとしております。

また、その他の施設につきましても、あらかじめ施設の量や経費について、全体のボリュームを算出することが、スケジュールの検討や、工事かリースかといった判断を行うためにも必要となりますことから、まずは来年度中を目途に整理し、方向性について検討してまいります。

いずれにいたしましても、活用可能な財源も考慮しながら、市にとってより有利となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

あまレポの機能の一つである道路管理者向け道路損傷自動検出機能は既に活用しているのか。

活用しているのであればその感想を、活用していないのであれば今後の活用スケジュールについて教えてください。

答弁要旨

道路損傷自動検出機能については、MyCityReportを採用するにあたって評価した機能であり、これまで専門業者が行っていた道路の損傷具合の調査の代わりに、スマートフォンカメラで簡易的に道路路面の損傷状況を検出する機能であります。

本市では現在試験的に公用車や道路パトロール車両に載せたスマートフォンで「ひびわれ」や「穴ぼこ」などの路面損傷のデータを収集し、MyCityReportを開発している団体に送信して、専門業者が行った調査結果との精度の検証を行っておりますが、

(次ページへ続く)

現時点では精度は約50%程度であり、本格的に運用するにはまだ課題がある状況であります。

今後も引き続き、当システムの精度向上に向け、団体と協力しながら検証を進めていき、精度が高まった時点で、本格運用をしたいと考えております。

以上

質問要旨

あまレポの登録者・利用者を増やすために何か計画していることはあるか。どの課が中心となって計画・実施を行うのか。

また、市民協働や市民参画の評価指標に、あまレポの登録者数を盛り込むべきだと考えるがどうか。

答弁要旨

MyCityReport の登録者・利用者を増やすため、これまで、

- ・市のホームページで案内
- ・道路工事の際に周辺住民に配布するビラで案内
- ・地域振興センターにポスター掲示
- ・市民向けイベント

などの周知活動を実施してきました。

また、郵便局にご協力いただき、市内に約60カ所ある郵便局にポスターを掲示していただく予定にしており、引き続き、効果的な周知活動を行っていきたいと考えています。 (次ページへ続く)

また、評価指標へ MyCityReport の登録者数を盛り込むことについては、MyCityReport は複数ある市民協働や市民参画におけるツールの一つと認識しており、今後の運用状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

現時点で、どの課でどのようにあまレポを活用できそうか。あまレポを庁内展開していくうえで障壁となっているものはあるか。

答弁要旨

MyCityReport は、「まちの課題」をスマートフォンなどのアプリを使って市民と市役所で共有し、解決していく仕組みであり、本市ではその取り組みのひとつとして、道路の不具合箇所の通報に活用しているところで、道路以外でも公園遊具の不具合や水路の浮きごみなどにおいても活用が可能であると考えております。

これまでも庁内の各部署から MyCityReport の活用について相談がある状況であり、昨日の林議員のご質問にもありましたように、一例を申し上げますと、農政課では、アライグマなどの害獣の目撃情報の通報について活用できないか検討を始めているところであります。

(次ページへ続く)

MyCityReport のシステムは、まちの課題をテーマごとに活用することができ、システムを活用したい所管課が独自に情報管理や運用ができることから、特に庁内展開には障壁はないと考えています。

以 上

質問要旨

現時点で、来年度に向けてあまレポの庁内展開の計画はあるのか。計画の有無に関わらず、どの課が庁内展開の舵取りをして進めていくのか、スケジュールも含めて教えてください。

答弁要旨

先ほども申し上げましたとおり、MyCityReportは、課題をテーマごとに活用することができるため、これまでも、先行的に実施している都市整備局が中心となってMyCityReportの活用を希望する所管課と協議し、活用に向けた検討を進めております。

今後も、先行的に実施している千葉市での運用状況を参考に、本市におけるMyCityReportの庁内展開やその方法も含めて、引き続き都市整備局が中心となって、関係部署と連携し、調整を進めていき、運用が可能となったものから順次、システムに追加していきたいと考えています。

以上

光本議員 2008 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 本市において、公募設置管理制度(Park-PFI)を活用する計画はあるか。また、活用できるポテンシャルのある公園はどこを考えているか。

答弁要旨

公募設置管理制度は創設されて間もない新しい制度であり、先行して実施している事例を見ましても、制度導入の効果については、今後の検証が待たれるところでございます。

しかしながら、本市の中核的な公園においては魅力を高める非常に有効な制度であることから、先行事例における調査・研究を行うとともに、同制度が活用できるポテンシャルのある公園はどこなのか、ご提案いただいた、西武庫公園や阪神尼崎駅前の中央公園を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 民間活力を活用した都市公園の整備、管理の方針等を整理し、民間事業者の参入意欲、実施条件等に係る意見聴取を進めてはどうか。

答弁要旨

公募設置管理制度は、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待できる制度だと考えております。

このため、まずは、先ほど申しましたように、先行事例における効果検証の結果等について、調査・研究を行うとともに、同制度の活用の可能性がある公園を見定める必要があると考えております。

その上で、ご提案いただいております、同制度の活用方針の整理や民間事業者の参入意欲等に係る意見聴取など具体的な導入検討を進めてまいりたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 2010

作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 アンケート・欠席連絡・学校のお便りなどのデジタル化を進めていく考えは。またデジタル化の方法と今後の計画やスケジュールはいかがか。

答弁要旨

学校のICT環境整備が完了したのちには、一斉送信メールや、アンケート・欠席連絡等のフォーム作成ツールを活用して、学校と保護者間の連絡手段等のデジタル化をスムーズに進めることが可能となります。

まずは、学校現場において、GIGAスクール構想による児童生徒への一人一台端末の環境整備を整え、ICTを活用した授業の実施に向けた準備を進めた上で、保護者との連絡手段等のデジタル化についても、今後、積極的に取り組みを進めていきたいと考えております。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 2011

作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 幼稚園・高等学校・特別支援学校でも、学校連絡のデジタル化を進めていく考えは。またデジタル化の方法と今後の計画やスケジュールはいかがか。

答弁要旨

幼稚園・高等学校・特別支援学校については、さきほどご答弁しましたように緊急時の一斉メール送信の対応はできております ^{が、} 小・中学校 ^{と平行して}、デジタル化への取組みを進めてまいります。

以上

質問要旨 行政手続きのオンライン化についての方法と
スケジュールについて。

答弁要旨

本市の行政手続きのオンライン化につきましては、1日目に答弁申し上げたとおり、住民サービスの向上、コロナ禍における窓口混雑緩和、行政事務の効率化を観点として早期に実施すべく、民間のシステムを利用することを視野に入れて、検討しているところでございます。

スケジュールにつきましては、近日中に行政手続きのデジタル化に係る全庁調査を実施し、その結果を踏まえ、次年度から比較的取り組みやすい、本人確認が不要、かつ手数料などの金銭授受が発生しない手続きから取り込む予定ですが、効果が高いものについてはこれらに限らず、優先順位をつけて取り組んでまいります。

以上

(医務監答弁)

光本議員 2013 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

今後、再び市の施設以外の施設でクラスターなど重大な事態が発生した場合はどうするのか。全て保健部が対応するのか。また、私立学校の場合はどのように対応するのか。

答弁要旨

市の施設以外の施設で集団感染が発生した場合は、これまでと同様に、感染症法上に基づき、保健所において、積極的疫学調査や関係部局との調整を行うとともに、市民の皆さまに必要な情報を提供してまいります。

なお、各施設における対応につきましては、それぞれの施設で判断されるものでございます。

また、市内の私立学校の場合におきましても、同様の対応となります。

以上

(教育次長答弁)

光本議員 2014-1 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 今回の件を通して、今後に向けた決意や覚悟はどうか。

答弁要旨

市内の市立以外の学校等で感染者が確認された場合は、所管外であるため、市教育委員会で感染の発生から終息までの一連の情報を把握することが困難であります。

今回、ご指摘の市内学校で感染者が確認された件については、市立学校ではないことから、あくまで学校を運営する施設側が主体的に対応すべきであると考えております。

市教育委員会が所管する市立学校で、感染者が確認され、それが教職員の場合は、公職にあることから学校名等を公表しております。

児童・生徒の場合は、プライバシーへの配慮等から学校名は公表せず、市立学校という形で公表しております。

(次ページに続く)

また、所管する学校を運営する立場から、感染防止、臨時休業等の対応を連絡する必要があることから、当該校の保護者にはミマモルメ等により連絡しております。

その際、当該校の保護者から議会への問い合わせが想定されることから、公表前に出来るだけ速やかに議会の皆様にも情報を提供しよう努めているところでございます。

以上

(吹野 副市長答弁)

光本議員 2014-2 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

今回の件を通して、今後に向けた決意や覚悟は。

答弁要旨

将来にわたり自治のまちづくりを進めていくためには、情報の共有は非常に重要であり、議員ご指摘の「情報の発信」に関しましても、市民等の知る権利を尊重し、市が保有する情報を、活用されやすい方法により、発信するよう努めていく必要があることは認識しております。

一方で、先ほど医務監が答弁いたしましたように、感染症に係る情報の公表に関しては、感染症法の基本理念に基づき、患者等の人権に配慮しながら行う必要がありますが、自治のまちづくり条例においても、第7条第3項で個人情報保護に係る規定を置いているように、他の法令や本市情報公開条例で定めた範囲を超えた情報発信までが予定されているものではありません。

(次ページに続く)

いずれにしても、コロナに関する公表のあり方について、市と県との間の情報連携に課題があると認識しておりますので、個別の事例を踏まえ、今後とも、市民の皆さまに安心していただけるよう、必要な情報の公表に努めてまいります。

以上